

地域の福祉を支える活動

相談室まる

社会福祉士 多田羅 洋

090-2184-2577

自己紹介

- 平成19年に社会福祉士取得。
- 社会福祉協議会において小規模授産所（現在は障がい者就労支援B型事業所）で3年、地域包括支援センターで2年、地域福祉担当として8年、成年後見支援センター（中核機関）職員として2年
- 中核機関職員のとときに、「成年後見」を知らずに後見人支援というミッションは果たせないと思い、受任を開始する。
- 令和4年6月1日より「相談室まる」を開始。成年後見受任、任意後見契約、地域の各種団体への中間支援などを実施。

事例 通信販売を繰り返す補助人との関わり

- 88歳 女性 アパートで独り暮らし 要介護2 生活保護受給
- 身体機能は自立 基礎疾患は認知症のみ
- 介護サービスとして訪問介護3/w、通所介護3/w利用。
- 家賃支払いや電気代などの支払いが滞っていることなどを理由に市長申立がなされ、社会福祉士が選任される。
- 親族は実子が2人いるが一切の関わりを拒否。

後見人としての関わり

- 就任後、生活保護課と協議して、債務の支払いを開始。
- ライフライン(家賃や電気、ガス、電話)については口座振替に切り替え
- 月1~2回程度訪問し生活費を届ける。
- エンディングノートの作成
- 本人が購入した通信販売商品などを本人の意思を確認して「**取消権**」の行使 (4か月で計9回程)
- 本人宅の冷蔵庫が壊れた際などに写真から本人と共に選択し、購入の手配を行う(意思決定支援)

成年後見制度とは

- 認知症、知的障がい、精神障がいなどを理由に判断力が低下した本人の財産や権利を法的に保護する制度。
- 本人の判断力に応じて後見・保佐・補助と分類される。
(さきほどの事例は「補助」という最軽度の類型)

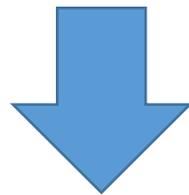
親族以外の担い手は「弁護士」「司法書士」「**社会福祉士**」で概ね8割を占める。

- 預貯金の管理が困難になることから制度利用が始まる割合が高い。

本日お越しの皆様からのご意見

成年後見制度のデメリット

- 一度審判が下りると本人の判断力が回復しない限りはやめることができない。
- 申立てにおいて、後見人が誰になるのかわからない。(※申立書に希望はかけるが必ずしも、希望が叶うことは約束されていない)
- 専門職後見人が就任すると報酬がかかる。



- 認知症になる前に自分で後見人を決めておく「任意後見契約」という制度もある。

任意後見契約とは

- 本人が判断力があるうちに、信頼する第三者と契約を交わし、認知症になってからの財産管理・身上保護などを委託する契約。
- 公証役場において契約を締結する。
- 親族や知人でも可能。
- 報酬については双方合意で決める。(専門職に依頼すると報酬は必要)
- 判断力があるうちであれば契約を解除することも可能

後見人の医療同意について

- 医療機関から「手術の同意をしてください」と求められることがあります。法的には「医的侵襲行為の同意は本人しかできない」(**一身専属権**)となっており、後見人はできません。
- ただ、同意はできかねるが最大限、本人が理解できるように説明し本人同意が得られる努力はします。
(意思決定支援)
- その場面においてもチームの意見は不可欠です。

後見人と身元保証人

- 後見人は本人の法定代理人であり、その法律効果は本人に帰属するため、後見人が身元保証人になるということは、本人が本人の身元保証を行うということから法律的に矛盾が生じており、後見人が身元保証人になることはできません。
- 施設等で一般的に求められる身元保証人の役割は①支払い、②緊急時の連絡先、③死後の対応であれば後見人が存在することで対応が可能なものばかりです。
- 参考までに「身元保証ニ関スル法律」(昭和8年4月1日)があるが、これは雇用関係を想定しているものであり施設等の身元保証とは性質が異なる。

成年後見に関する手続きについてのQ&A

- 手続きにかかる時間 → 概ね1月から2月
- 手続きにかかる費用 → 概ね8,000円 + α
- 後見人等への報酬 → 本人財産や後見人の働きにより家裁が審判。
(目安は月額2万円程度)
- 手続きを行う場所 → 家庭裁判所
- 相談できる場所 → 家裁・弁護士・司法書士・
地域包括支援センター・
成年後見支援センター など

社会福祉士とは

- 専門的な知識及び技術をもって福祉に関する相談に応じ、関係者との連絡調整をはかる仕事。(社会福祉士及び介護福祉士法第2条一部抜粋)
- 当事者の権利擁護の視点から業務に取り組むため、(経験上)成年後見制度においては「身上保護」が必要なケースなどに選任されることが多い。
- 地域包括支援センター、高齢者施設、障がい者施設、児童養護施設、病院、学校、行政、社会福祉協議会、刑務所、など幅広い分野で活躍している

地域福祉とは

- そのまちに暮らす住民や関係機関などが協力して「よりよい福祉のまち」を目指す活動。
- 全国にある「社会福祉協議会」は社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」としての位置づけがある。